

自白事件等を簡易迅速に処理するための現行法上の制度

(1) 簡易公判手続

- 被告人が、公判期日において、起訴された訴因について有罪である旨の陳述をした場合、裁判所は簡易公判手続により審判をする旨の決定をすることができる。
(注)死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を除く。
- 簡易な方式による証拠調べが行われる。

(2) 即決裁判手続

- ① 争いのない明白軽微な事件(注)について、被疑者の同意などを要件として、検察官が起訴と同時に即決裁判手続の申立てを行う。
(注)死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を除く。
 - ② 即決裁判手続による審判を行うためには、被告人が有罪である旨の陳述をし、弁護人も同手続によることに同意していることが必要
 - ③ 公判期日をできるだけ起訴後14日以内に開かなくてはならず、原則として、即日判決を言い渡さなければならない。
 - ④ 簡易な方式による証拠調べが行われる(簡易公判手続と同様)。
 - ⑤ 懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、執行猶予を付さなければならない(科刑制限)。
 - ⑥ 判決で示された罪となるべき事実の誤認を理由とする上訴ができない(上訴制限)。
 - ⑦ 被告人又は弁護人が同意を撤回したときや、裁判官が即決裁判手続によることが不相当と判断した場合などには、通常の公判手続が行われる。
- ※ 手続全体の迅速化・合理化を図るため、(1)にはない①, ③, ⑤, ⑥などの仕組みを設けた。

(3) 略式手続

- 公判を開かず、簡易裁判所が書面審理により刑を言い渡す手続。
100万円以下の罰金又は科料の刑を科す場合に限る。
 - 検察官が、被疑者に略式手続の説明をし、被疑者に異議がないことを確認の上、起訴と同時に略式命令の請求を行う。
 - 裁判官が略式命令をすることが不相当と判断した場合などには、通常の公判手続が行われる。
 - 略式命令の告知を受けた日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。
請求が適法なときは、通常の公判手続が行われる。
- ※ 平成22年の略式命令による既済人員は406,498人(通常第一審事件と略式命令請求事件の既済人員合計のうち約80%を占める。)
主な罪名は、道交法違反(約72%)、自動車運転過失致死傷(約14%)、窃盗(約2%)、傷害(約2%)など。
(平成22年司法統計、平成22年検察統計による。)